

「水道料金算定要領」改定に関する報告書

令和 7 年 2 月

公益社団法人 日 本 水 道 協 会

目 次

1. 「水道料金算定要領」改定の目的・背景	1
(1) 水道事業を取り巻く現状	1
(2) 水道料金を取り巻く状況	2
(3) 水道料金算定要領の見直し	2
2. 「水道料金算定要領」改定の内容	3
(1) 水道法・水道法施行規則との整合	3
(2) 資産維持費	3
イ 資産維持費の定義	3
ロ 資産維持費の必要性	4
ハ 資産維持費の算出	4
ニ 対象資産	4
ホ 資産維持率	4
(3) 総括原価の配賦における措置	9
イ 基本料金の軽減措置	9
ロ 従量料金の差別料金制	10
ハ 基本水量	10
(4) 逦増・逦減料金制の取扱い	11
イ 定義・目的	12
ロ 設定方法	12
ハ 限界費用	12
(5) 加入金・負担金	13
イ 加入金の法的位置付け	13
ロ 加入金制度の在り方	13
ハ 加入金算定基準の取扱い	14
3. おわりに	15
経営調査専門委員会審議経過	16
経営調査専門委員会委員名簿	17

1. 「水道料金算定要領」改定の目的・背景

(1) 水道事業を取り巻く現状

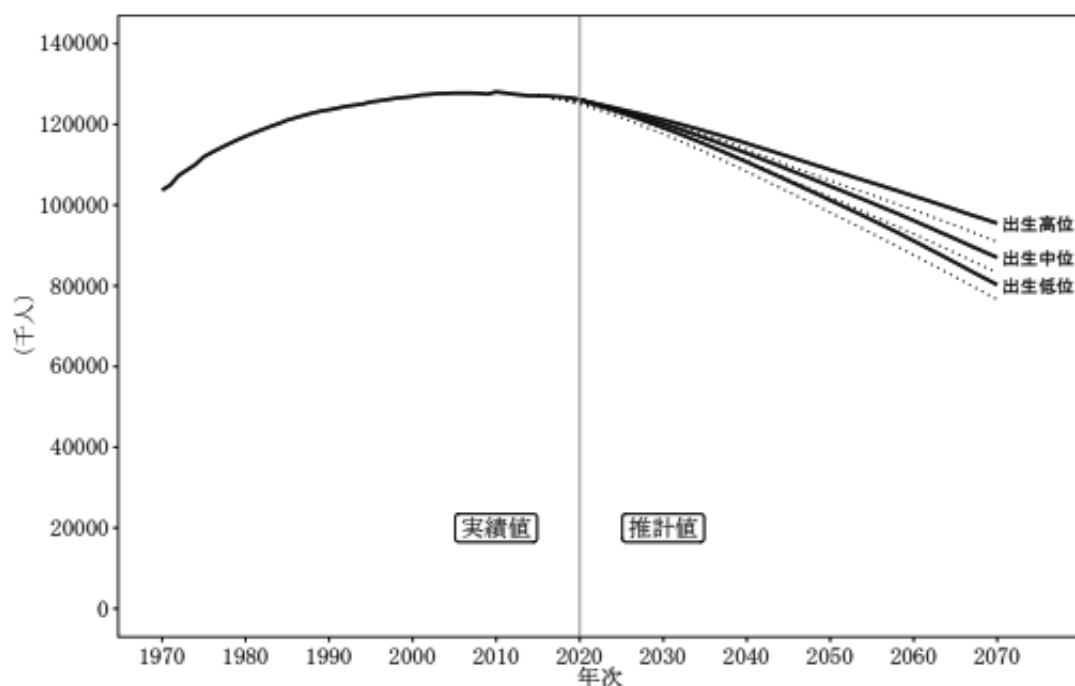
水道料金算定要領が策定された昭和42年当時、高度経済成長期のなか、人口は増加し、給水需要も右肩上がりの傾向を示していた。しかし、現代において、人口は長期の減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年度推計によると、2070年までに総人口は1億人を割るものとされている(図表1)。

そして、国土交通省によると、水道普及率は2022年で98.3%と高水準であることから、普及率の伸びによる需要の増加は期待できず、人口の減少にあわせて水道の使用量は減少していくものと予測される(図表2)。加えて、節水機器の普及や節水意識の向上、水道利用形態の変化(地下水利用への転換、大口需要者の使用水量減)も重なり、多くの水道事業者において、水道使用量、給水収益は今後減少することが予測される。

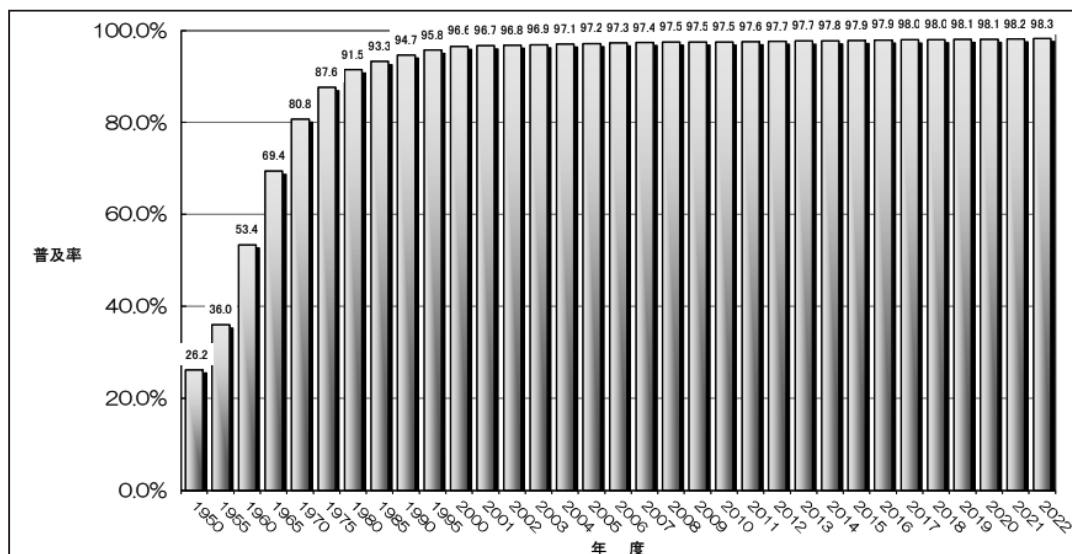
その一方で、水道事業者は、高度経済成長期を機に布設・整備が進められた配水管や老朽化した水道施設の更新の必要に迫られており、また同時に、自然災害が頻発化していることから、水道施設の耐震化等の取組も求められている。

このように、水道料金収入が減少することが予測される一方で、水道施設等の更新や強靱化のための必要経費は増加することから、水道事業者は、将来にわたって持続可能な事業経営に向けた水道料金の適切な設定が求められている状況にある。

【図表1】 国立社会保障・人口問題研究所 令和5年度 総人口の推移
-出生中位・高位・低位(死亡中位)推計-



【図表 2】国土交通省 水道の基本統計 水道普及率の推移（令和 4 年度）



（２）水道料金を取り巻く状況

「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）」により、水道法は平成30年に改正され、資産維持費の算入、適正な料金の設定や水道料金の3年から5年ごとの見直し等について明示された。さらに、令和5年には、厚生労働省から「水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について（令和5年7月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）」が発出され、各水道事業者へ適正な水道料金設定等の必要性について改めて周知が行われた。

（３）水道料金算定要領の見直し

こうした水道事業者や水道料金を取り巻く状況の変化を受け、水道料金制度が独立採算を原則とする水道事業経営において根幹をなすものであり、水道料金の適切な設定に向けての制度の検証、見直しの必要があることから、令和6年5月20日の事務常設調査委員会において、調査審議事項として「水道料金制度（水道料金算定要領）の検証及び改定」を行うこととした。

事務常設調査委員会では、水道料金制度（水道料金算定要領）について、定義、基本的な考え方など全般にわたり検証するとともに、必要な見直しを検討し、特に資産維持費、総括原価の配賦方法、逦増料金制の設定基準等は、十分に検証、検討し、見直しの方向性を見出すことが重要であるとされた。

このため、各水道事業者における水道料金の実態を把握するとともに、財政シミュレーションによる検証等を行った上で、学識経験者等から意見を聴取し、検討を行うものとして経営調査専門委員会に付託された。

経営調査専門委員会は、令和6年6月14日に第110回委員会を開催し、これまでの間、調査・審議を重ね、令和7年2月17日の第152回事務常設調査委員会にて可決審議を得たので、その内容について次のとおり報告する。

2. 「水道料金算定要領」改定の内容

(1) 水道法・水道法施行規則との整合

「水道料金算定要領」(以下、算定要領という)は、昭和42年7月に制定されたのち、数度の改定を経て、平成27年2月を最後の改定としている。

一方、平成30年12月の水道法改正及び令和元年9月の水道法施行規則改正の内容については、現行の算定要領には落とし込まれていないため、各法規則との整合性を図った。なお、算定要領に落とし込まれた関係法令については、「水道料金算定に係る関係法令(算定要領P.2)」に列挙されており、具体的な改定内容については、以下の例のように落とし込む形となっている。

例：水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第12条第2号 同条第3号

「二 第十七条の四第一項の試算を行った場合にあっては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。」

「三 前号に規定する場合にあっては、料金が、同号の期間毎の適切な時期に見直しを行うこととされていること。」

算定要領の記載(算定要領P.7(2)料金算定期間)

旧)「(2)料金算定期間 料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする。」

新)「(2)料金算定期間 料金算定期間は、算定時からおおむね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。」

(2) 資産維持費

イ 資産維持費の定義

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があり(法第14条第2項第1号)、同号に係る技術的細目として規定される規則第12条において、地方公共団体が水道事業を経営する場合、水道料金の設定の基礎には、資産維持費を含める必要があるとされている。

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、平成30年水道法改正において、「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」として定義された(規則第12条)。

なお、資産維持費は、水道料金として徴収した年度においては、損益計算書上「当年度純利益」に含まれ、貸借対照表上「利益剰余金」を通じて内部留保されることになる。

ロ 資産維持費の必要性

資産維持費は、物価上昇による減価償却の不足や工事の施工環境の悪化による工事費の増大等に対応して、実体資本を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価への算入が求められているものである。

このため、これが適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障を来すこととなる。

ハ 資産維持費の算出

資産維持費の計算は、他の企業との利潤率の均衡を保たせることにより内部資金の調達を可能にし、また、料金の平準化を保障し、併せて経営効率の向上を促す、という利点を有するレート・ベース方式を採用するが、水道事業にあっては、平均的な水道事業者において必要と考えられる水準を標準値として示す。

また、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算するものとし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額とする。

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

ニ 対象資産

対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど、将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

ホ 資産維持率

(イ) 設定に当たっての考え方

資産維持率については、全国の平均的な水道事業者における、安定経営の確保という観点から、標準的な値を示すが、一方で、創設時期や施設の更新状況、更新計画や財政収支計画の態様は、水道事業者によって千差万別であり、対象資産に乗すべき資産維持率も、一意に決定されるものではない。

つまり、資産維持率は、各水道事業者において策定する中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし、水道施設の計画的な更新等の原資が十分に確保出来るかという観点から検討する必要がある。

なお、実務上、投資計画等に基づく資金需要額から資産維持費相当額を積算する場合にあっても、標準値との比較の観点から、率に換算して検証する必要がある。また、積算対象となる期間は料金算定期間ではなく、施設整備・更新計画及び財政計画等の策定期間であることに留意しなければならない。

(ロ) 標準値

①理論的考察

資産維持費は、「次期資産取得予定額－原資産取得価額（または内部留保資金）」であり、固定資産の帳簿価額に一定率を乗じて算定することから、単一の資産に着目した場合、そのライフサイクルにおいて積み上がる資産維持費は「原資産取得価額の50%（平均残高）×資産維持率×使用予定年数」に等しい。

また、資産維持率は「(次期資産取得予定額－原資産取得価額) ÷ (平均残高×使用予定年数)」で求めることができる。

例えば、原資産取得価額を100、物価上昇率を2%、使用予定年数を50年とすると、次期資産取得予定額は269（ $=100 \times 1.02^{50}$ ）となり、資産維持率の理論値は約7%となる。

しかし、水道事業では、複数の資産を整備し、長期にわたり順次更新を行っていくことが通常である。このように、複数の資産を反復継続的に取得する場合、資産の増加に伴い、減価償却費（内部留保資金）も増加することから、必要な資産維持費（更新経費のうち内部留保資金で賄えない部分）は、単独の資産として考えた場合と比較して少なくなり、その結果、必要な資産維持率は7%よりも低くなる。

そこで、物価上昇率2%を前提において、使用予定年数50年の同一施設を1年毎に設置し（初年度の取得価額は100とし、最終的な設置個所は50とする。）、耐用年数経過後に順次更新（例えば、初年度の取得資産は51年目、101年目に更新が行われる。）していくと仮定した場合、資産維持率の違いにより資金収支がどのようになるか推計した（図表3）。

その結果、資産維持率が2%では、当初の投下資金を将来にわたって回収できないことが分かる。また、3%の場合、超長期的には需要を上回る資金が回収されることになるが、初期投資の回収には、やはり相当程度の年数が必要である。

加えて、この推計では施工環境悪化や施設の機能向上に伴うコスト増を織り込んでおらず、それらの要因も加味すると、回収期間はさらに長期化することが推察される。

このため、理論的には、資産維持率は少なくとも3%程度は必要であると考えられる。

【図表 3】 推計結果の概要

経過年数	資産維持率		
	1 %	2 %	3 %
30 年	△ 2,494	△ 2,070	△ 1,646
60 年	△ 4,169	△ 2,450	△ 731
90 年	△ 6,558	△ 2,450	1,658
120 年	△ 10,886	△ 2,450	5,986
150 年	△ 18,724	△ 2,450	13,824

(注) △は累積資金収支がマイナスであることを示す。

②シミュレーションによる検討

標準となる資産維持率は、前述のように理論的に導出することもできるが、一方で、全国の水道事業者が置かれる実態に沿った値となっているか検証を行う必要がある。

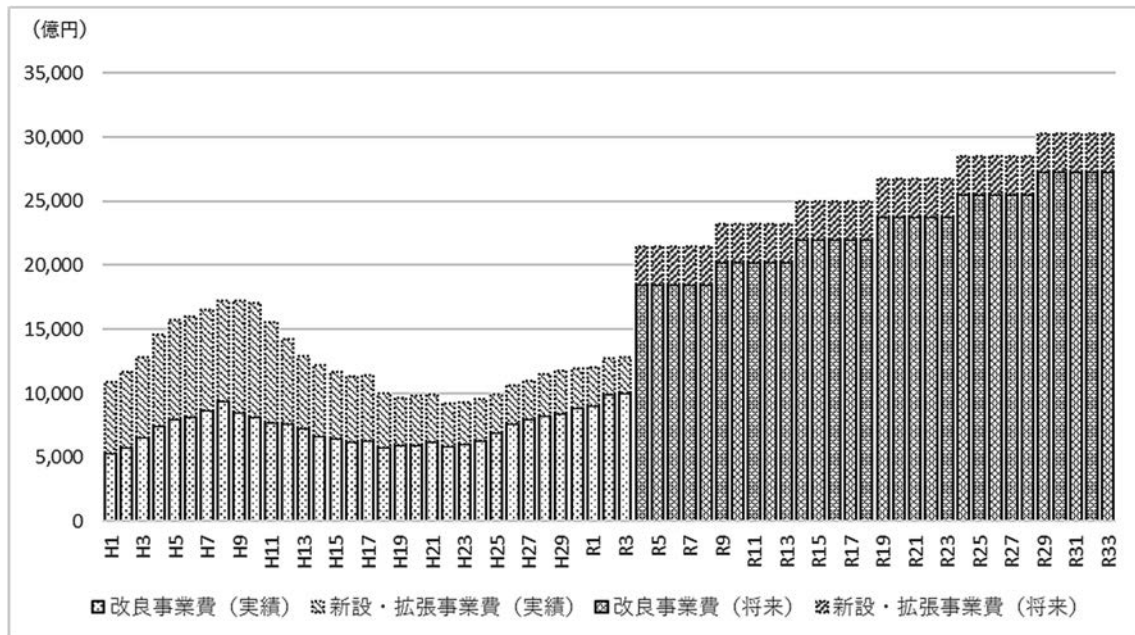
そこで、将来の更新・再構築や新規設備投資の所要額を踏まえ、資金残高、企業債残高ともに現在の水準と大幅な変動をきたすことなく、安定的な事業運営が可能であるか否か、という平成20年3月の改定の際に導入された考え方を引き続き用い、全国の水道事業者を一つの水道事業者とみなして財政シミュレーションを行った。

(i) 財政シミュレーション

(a) シミュレーションの前提条件

シミュレーションの前提となる将来の設備投資額については、厚生労働省水道課が実施した令和4年度審査状況調査に基づく更新需要の推計結果(2019年度(令和元年度)価格基準)の試算値を基に、物価安定の目標である、消費者物価の前年比上昇率2%を加味して推計を行った(図表4)。

【図表 4】新設・拡張事業費、改良事業費の設定



上記の長期的更新需要と、次表に示す実績値及び将来値を基に、資産維持率を1%から4%まで変化させてシミュレーションを行った（図表5）。

【図表 5】財政シミュレーションで採用する実績値と将来値

（単位：億円）

種別	区分	項目	R 3 実績	将来値の設定方法
業務量		総人口（万人） 年間有収水量（億 m^3 ） 供給単価（円/ m^3 ） 給水原価（円/ m^3 ）	12,518 1,311 172.4 187.3	日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）より R 3 実績をベースに、総人口でスライド（末端給水のみ）
収益的収支	収入の部 支出の部	給水収益 長期前受金戻入（既設分） 長期前受金戻入（新設分） その他収益・利益 原・浄・配・給水費 受託工事費 業務費 総係費 減価償却費（既設分） 減価償却費（新設分） 資産減耗費 支払利息 その他費用・損失	22,603 2,611 0 2,781 8,345 156 1,382 1,860 10,800 0 459 1,025 673	年間有収水量×供給単価（末端給水のみ） R 3 実績をベースに、減価償却費と連動 R 4 以降の補助金、負担金の収入見込額をベースに定額法 R 3 実績をベースに、総人口でスライド 過去5年間の実績をベースに、有収水量でスライド R 3 実績をベースに、総人口でスライド 過去5年間の実績をベースに、有収水量でスライド R 3 実績値で一定 資産状況調査に基づき推計 定額法（土木58年、建築38年、設備16年、管路40年） 過去5年間の実績をベースに、減価償却費と連動 新発債の利率は2%で設定 R 3 実績値で一定
資本的収支	収入の部 支出の部	企業債 他会計出資補助金 国庫（県）補助金 その他 新設・拡張事業費 改良事業費 企業債償還金 その他	4,133 858 658 1,055 2,777 10,010 5,755 525	資金収支が均衡するよう起債（5年据置25年元利均等償還） 不確実性が高いため、見込まない R 3 実績値で一定 R 3 実績をベースに、総人口でスライド R 3 実績をベースに、物価上昇率でスライド 厚生労働省の更新需要推計結果に物価上昇による影響を加味 償還計算による R 3 実績値で一定
資金残高			28,895	前年度末資金残高＋損益勘定留保資金＋消費税資本的収支調整額－資本的収支不足額
企業債残高			68,559	

(b) シミュレーション結果

シミュレーション結果の概要をまとめたものが、図表6である。

【図表6】シミュレーション結果の概要

		資金残高(億円)	企業債残高(億円)
R 3 (2021) 実績		28,895	68,559
シミュレーション結果 (R 33 (2051) 推計値)			
case-1.	資産維持率 1%	28,895	173,798
case-2.	資産維持率 2%	28,895	93,830
case-3.	資産維持率 3%	35,364	20,331
case-4.	資産維持率 4%	99,916	4,914

このシミュレーションの結果から、資産維持率が3%の場合では自己資金の活用により企業債の残高を圧縮しつつ、資金残高も増やしていくことができるのに対し、2%の場合では、自己資金だけでは財政需要を賄えず、企業債残高が増加していくことが確認できた。

また、このシミュレーションには、例えば水源の遠隔化、施工環境の悪化、施設の機能向上といった物価上昇以外のコスト増要因は織り込まれていない。

加えて、施設の大規模更新など、特定の時期における大口資金需要といった要素も加味されていないことも併せ見ると、企業債の発行余力を可能な限り確保しておくことが、安定的な財政運営に資するものと期待される。

したがって、全国の平均的な水道事業者において、今後の更新・再構築事業を円滑に推進し、持続的な給水サービスの提供を確保できる水準としては、3%が妥当なものと評価した。

なお、一定の期間において、浄水場などの大規模一括更新と、管路などの小規模継続更新を比較した場合、前者の方が資産維持率は高くなると考えられる。

このため、料金算定期間のみならず、中長期の投資計画等における、浄水場等の大規模更新事業の有無や時期について、考慮した上で率を決定する。

また、過年度において資産維持費相当が十分に内部留保されていない場合、その充足のため、より高い資産維持率が必要となることに留意しなければならない。

③結論

これらの検討の結果、資産維持費の標準値は、全国の平均的な水道事業者が安定経営を確保できる水準として、3%が最も妥当と考えられることから、この値を引き続き標準値として設定することとした。

なお、資産維持率は、水道施設の計画的な更新等の原資が十分に確保されて

いるかという観点から自ら決定されるべきものであるが、同時に、標準値との差異についても適切に説明する必要がある。

（３）総括原価の配賦における措置

総括原価の配賦については、水道料金は、総括原価を経費の性質ごとに需要家費、固定費及び変動費に分解の上、需要家費は準備料金、固定費は準備料金と水量料金、変動費は水量料金にそれぞれ配分し、準備料金は、各使用者群に対して各群の個別費用に基づき基本料金として配賦し、水量料金は従量料金に配賦して、設定するものとされている。

一方で、改定前の算定要領においては、個別原価主義の例外として、いくつかの特別措置が示されており、原価の配賦に当たり、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要に応じて基本料金の軽減措置及び従量料金の差別料金制の特別措置を講ずることができることとされ、さらにこの特別措置を講じても基本料金が現行料金を大きく上回る場合には、個別原価計算基準修正措置として、経過的な修正措置を講ずることができることもされていた。

また、基本水量については、漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ないとされていた。

このような制度や考え方は、公衆衛生の向上が行政上の課題や、給水量が右肩上がりであったという時代背景に基づき導入されたものである。生活水準が向上し、給水量も減少傾向にある中、制度や考え方の見直しが必要であるため、現在の水道事業を取り巻く環境を踏まえた上で、水道事業の健全な経営に資する総括原価の配賦方法について検討した結果、総括原価の配賦における措置につき、以下のとおり改定することとした。

イ 基本料金の軽減措置

改定前の算定要領では、原価の配賦にあたり、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要がある場合には、「基本料金の軽減措置」として、準備料金としての基本料金に対する需要家費及び固定費の配賦にあたっては、資本費用を控除又は軽減して配賦することができることとされていた。

また、基本料金の軽減措置を講じても、基本料金が現行料金をかなり上回るため、直ちに実施することが困難な場合には、基本料金のより低廉化を図るために、個別原価計算基準修正措置として、基本料金に配賦すべき固定費のうち、資本費用や減価償却費、一般管理業務部門費、原浄水部門費を水量料金に配賦する経過的な修正措置を講じることとされていた。

しかし、従量料金に比重を置いた料金体系は、給水量の多寡に影響を受けやすく、給水需要が減少傾向にある昨今においては、健全な経営を妨げる要因となりうる。また、生活用水使用者への配慮のような福祉的な施策は一般行政で行うべき事項であるため、水道事業において過度な生活用水使用者への配慮を

行う必要はないと考えられる。

これらの状況を踏まえ、健全な経営に資する総括原価の配賦方法を検討したところ、基本料金の軽減措置及び個別原価計算基準修正措置は廃止することが妥当であると判断された。

以上の理由から、基本料金の軽減措置及び個別原価計算基準修正措置は廃止する。但し、料金の急激な変動を緩和するため、将来的に解消することを前提に、基本料金の軽減措置は経過措置として存置することとした。

ロ 従量料金の差別料金制

算定要領において、従量料金は使用者群の差異に関わらず均一料金とされているが、その例外として、改定前の水道料金算定要領では、原価の配賦にあたり、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要がある場合には、従量料金の差別料金制として、多量使用を抑制し、又は促進するため、従量料金については逦増又は逦減制とすることができるとされていた。これを受け、逦増型料金制度が広く普及してきた。

しかし、大口使用者の使用量に比重を置いた料金体系は、大口使用者の給水量の影響を受けやすく、大口使用者の給水需要が減少傾向にある昨今においては、安定した給水収益の確保に支障を与え、健全な経営を妨げる要因となりかねない。

また、生活用水使用者への配慮のような福祉的な施策は、一般行政で行うべき事項であるため、水道事業において、生活用水使用者への配慮のために大口使用者へ負担を強いる運用は避けるべきである。

これらの状況を踏まえ、健全な経営に資する総括原価の配賦方法を検討したところ、従量料金の差別料金制は廃止することが妥当であると判断された。

以上の理由から、従量料金の差別料金制は廃止する。一方で、料金の急激な変動を緩和するため、将来的に解消することを前提に経過措置として存置することとした。

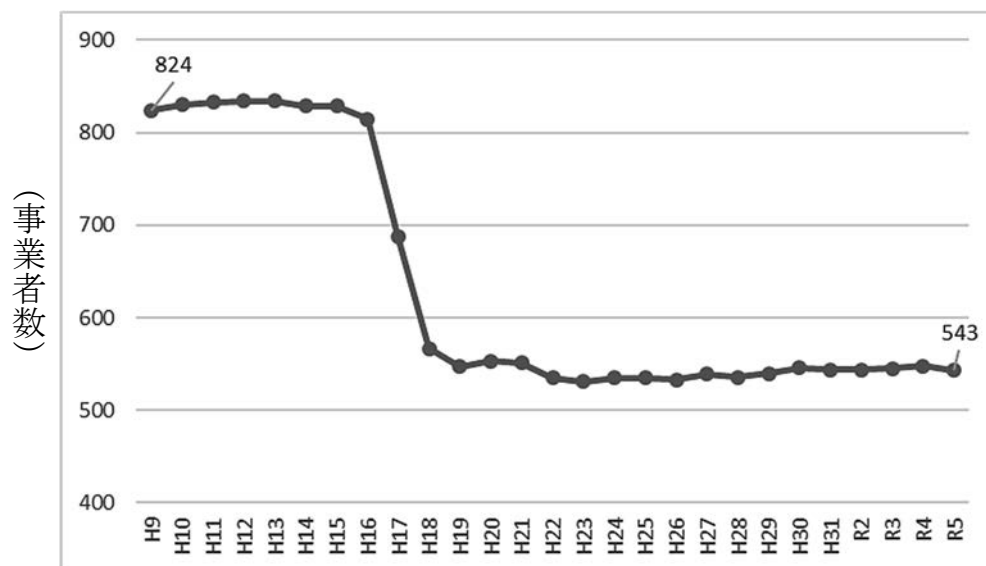
ハ 基本水量

昭和42年に算定要領が策定された際、「各使用者群に対しては、需要の態様に応じて一定の基本水量を付与することができる。特に、小口径給水管の使用者群に対しては、基本水量を付与するものとする。」とされていた。しかし、平成9年には「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。」と改められ、経過措置として位置付けられた。

その後、取扱いを変更してから相当年数が経過していることや、節水意識が反映されないこと、公衆衛生の向上を急務とする時代ではない等、設定の必要性は更に乏しくなっており、また、採用する事業者も減少傾向にあることを踏

まえ（図表 7）、基本水量については引き続き経過措置として取り扱うものの、「経過的に存置することはやむを得ない」という記述を削除することとした。

【図表 7】基本水量を設定している事業者数の推移



出典：水道料金表（公益社団法人 日本水道協会）

（４）逡増・逡減料金制の取扱い

改定前の算定要領において、従量料金は、使用者群の差異にかかわらず均一料金制とされているが、料金体系における特別措置（従量料金の差別料金制）として、逡増・逡減料金制が規定されていた。この考え方については、先述の（３）ロにおいて記されているように、経過措置として位置付けるものとした。

しかし、逡増・逡減料金制については、経過措置とした上で、なお実状に合致しない点として、①差別料金制として規定しているにもかかわらず、逡増料金制の設定基準しか算定要領に記載されていない、②逡増料金制のみに着目され、安定した給水収益の確保のための料金区画の設定についての整理がなされていない、などの課題が見受けられた。

これらのことから、各水道事業者が人口減少社会にあわせた適正な料金の区画設定ができるよう、改定後の算定要領では、従量料金の差別料金制について「従量料金の区画別料金制」へと考え方を整理するものとした。

また、これに併せて、〔参考資料〕逡増料金制の設定基準については、一部考え方を整理したうえで、水道料金算定要領に記載することとして要領内から削除した。

イ 定義・目的

①定義

改定前の算定要領では、「従量料金の差別料金制」として、逓増又は逓減料金制を採用できるもの、とされていたが、「従量料金の区画別料金制」として整理し、区画別に逓増又は逓減させる料金制の設定ができることとした。

②目的

改定前の算定要領では、逓増制により主に大口需要者の料金に対し、新規水源開発等に伴う費用の上昇傾向を反映させ、水需要の均衡確保に資することを目的としていた。

しかし、大口需要者の水利用に逓増料金制で過度に負担をかけることは、結果として大口需要者の節水や地下水への転換を促す恐れがある。

また、人口減少により給水収益の減少が続く現状において、必ずしも水需要の抑制を図る必要性は乏しいと考えられる。

このため、特定の費用負担を特定の需要者に求めるだけではなく、水利用に関する社会的要請に対応し、水道事業の基盤である料金基盤の安定化を図ることを区画別料金制の目的とした。

ロ 設定方法

改定前の算定要領では、設定方法は、「水量区画は、給水地域の需要実態を考慮し、使用水量の大小により概ね3ないし5段階とする」など、4点を挙げていた。

しかし、従量料金の原則が均一料金制であり、その設定方法については、水道事業者が逓増度を緩和、見直す動きが増えていること、水量区画の減少は、急速な社会事情の変化における収益への影響やリスクを小さくすることに繋がることなどを踏まえ、設定方法を次のように改めた。

- ・水量区画は、給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする。
- ・料金単価は、需要者間の負担の公平の見地に配慮しつつ、料金体系の整合性等を考慮して決定する。

なお、全ての区画に対し、変動費に加え、固定費のうち少なくとも維持管理費を賦課しなければならないことに留意する必要がある。

ハ 限界費用

改定前の算定要領において、限界費用は、逓増料金制につき、特定の大口使用者に過度の負担を強いることを防ぐことを意図して設定したものである。

しかし、昨今の人口減少、大口需要者の使用水量の低下や地下水への転換等で、有収水量は減少傾向にあり、各水道事業者は逓増度を緩和する措置や逓増制に拘らない料金区画制を導入しつつある状況にある。

このため、現在の水道事業者の実状を鑑みるに、限界費用の設定をすることに特段の理由はないことから、算定要領においては削除するものとした。

（５）加入金・負担金

イ 加入金の法的位置付け

加入金の法的位置付けについては「第５版 水道法逐条解説 第14条 供給規定 六、分担金及び加入金」にて、以下の記載がある。

配水管の布設により特に利益を受ける者から配水管施設費等に要する費用の一部として徴収する費用は、地方自治法第二百二十四条にいう「分担金」と解される。ただ、給水区域外への配水管の布設の場合は別として、給水区域内における場合に、それが特に利益を受けることになるかについては、慎重な検討が必要である。

なお、給水区域内の新規の需要者の加入に伴い当該加入者から徴収するいわゆる加入金は、一般に、水道需要者の増加に伴って必要とされる施設増強のための経費の一部に充当するものと説明されている。

すなわち、新規需要者間の加入によって給水量が増加し、そのために水道事業者として、新たな水源の手当、配水施設の増強等の施設整備が必要となる場合があるので、その増加する費用の負担について、新規需要者と従来からの需要者との負担の公平を期するための措置として徴収されているものである。

しかし、こうした加入金の徴収については、新規需要者の加入がなくても給水人口や給水量は増加するものであり、また、当該水道の事業計画において、新規給水人口の増加をあらかじめ見込むものであるから、需要増に伴う増加費用といっても通常の料金として徴収すべきものであって、別途の費用徴収は好ましくないとの考え方もある。

また、水道事業者がこのような加入金を徴収する場合、加入金の性格は、事実上供給条件の一つであり、本条第１項の規定により、供給規定としてこれを定めなければならないものと解される。

ロ 加入金の在り方

（イ）加入金制度の経緯

水道事業者は、昭和30年代以降の高度経済成長期において、全国的な水需要の増加により、新規の水源開発や水道施設の増強を行った。当時の水需要の増加に対応する費用負担は、借入金だけでは賄いきれず、公共料金なるが故に投下したコストに見合う料金改定を実施する事が抑えられた事業者にとって、非常に深刻な財源不足として問題となった。

こうした状況を受け、不足する財源の一部として、新規加入者に対して、そ

の負担を課すものとして加入金制度が導入された。すなわち、加入金制度は、新規需要者の加入によって給水量が増加し、そのために水道事業者として、新たな水源の手当、配水施設の増強等の施設整備が必要となる場合があるので、その増加する費用の負担について、新規需要者と従来からの需要者との負担の公平を期するための措置である。

その後、各事業者にて導入されていた加入金制度は、昭和44年、45年には国会の場で議論されることとなり、昭和54年に日本水道協会において算定要領の見直しを行った際には、加入金の算定基準が参考資料として算定要領に挿入されることとなった。

また、東京高裁平成9年10月23日判決においては、条例で定めた加入金の納付義務は、具体的な事情を勘案した上で正当な理由があるものとして、水道法第14条第1項の供給条件とする旨の判断がなされている。

(ロ) 加入金を取り巻く現況

水道事業者の判断により、加入金の徴収が昭和30年代以降の高度経済成長期を機に始まったものとする、算定要領改定の令和7年時点において最も古いもので約70年、加入金算定基準作成時点からみると約45年が経過している。この間、加入金徴収の契機とされていた、新規需要者の加入により発生した新たな水源の手当、配水施設の増強等の施設整備費用については、その償却期間の到来や計画の完了をもって、当初の加入金制度を設定する際の目的や計画を達成している水道事業者等が生じつつあるものと考えられる。

加えて、現代の水道事業者を取り巻く状況は、加入金制度設定当時の高度経済成長期における水需要の増加期とは異なり、人口減少や節水機器の普及等による水需要減少期にあるものといえる。

そうであるならば、現代において新規の水源の確保や配水施設の増強等の施設整備の必要がなくなりつつある水道事業者にとっては、加入金について整理する時期が来ているものと考えられる。

また、加入金について言及されることとなった東京高裁平成9年10月23日判決についても、水道事業者を取り巻く環境が変化している現代において、この判決の結論が、なお維持されるかは判断できないものと考えられる。

ハ 加入金算定基準の取扱い

(イ) 加入金算定基準の現状

加入金算定基準については、昭和54年8月制定時より45年が経過しているものの、その内容について日本水道協会では過去見直し等を行っていなかった。

この間、水道事業者を取り巻く環境が加入金制度設定当初から変化している点や加入金設定当初の対象事業が収束を迎えつつある点を踏まえると、加入金算定基準の取扱いを整理すべき時期を迎えているものと考えられる。

(ロ) 加入金算定基準の整理

加入金制度導入時に想定された新規水源開発及び拡張施設関連経費等について、加入金収入等による充足がされ、受益者による負担が望ましいとされる特定の事業が新たに生じていないとすれば、水道事業者にとって必要となる経費は総括原価を通して水道料金収入で回収することが望ましい。

そのため、こうした状況に該当する事業者においては、加入金の考え方について整理する必要があるものとする。

なお、加入金制度を当初の目的などで継続している水道事業者において、今後、目的などが達成された場合は、加入金制度の考え方について整理する必要があるものとする。

しかし、現代においても、新規の水源開発や拡張施設関連等、加入金を通じた経費の回収に一定の合理性が認められる水道事業者が存在することや、依然として8割に近い水道事業者が加入金を徴収している状況に配慮する必要があることもまた事実である。

したがって、水道事業者にとって、今後の加入金の取扱いを整理する上で必要なものとして、水道料金算定要領において加入金算定基準を加入金の考え方に整理の上、経過措置に記載することとした。

これは、水道事業の対象経費は水道料金で回収すること、を原則にしつつ、加入金を徴収している水道事業者がそれぞれの事業の状況を鑑みて、将来的にその廃止のタイミングも含めて判断できるようにするため、経過措置に考え方を整理、移行するものである。

また、加入金制度の目的や対象経費、特定の事業について、統一的な見解を出すことは難しいことから、水道事業者が各々の判断にて加入金の今後の取扱いを考えられるよう、加入金の考え方を記載することとした。

3. おわりに

本委員会では、水道料金を取り巻く環境の変化を踏まえて、各水道事業者が将来にわたって経営の安定化を図れるよう、水道料金算定要領の見直しを行い、この報告書を取りまとめた。

いうまでもなく、水道事業は、住民生活及び都市活動に欠かすことのできない基本的なインフラである。この水道事業を将来にわたって安定的に運営していくためには、確固とした財政基盤の確立が不可欠であり、その根幹をなすものが水道料金である。

各水道事業者においては、新しい水道料金算定要領に基づいて、適正な料金設定を行い、水道の基盤強化を図るとともに、持続可能な水道事業を構築していただきたい。

経営調査専門委員会審議経過

第110回 令和6年6月14日（金）

（議題）

- ・正・副委員長の互選について
- ・水道料金制度に関する検討について
 - 1) 事務常設調査委員会からの付託事項
 - 2) 水道料金算定要領改定スケジュール案
 - 3) 水道料金制度に関する調査表案
 - 4) 水道料金制度に関する検討すべき事項

第111回 令和6年9月20日（金）

（議題）

- ・水道料金制度に関する検討事項について
- ・各重点項目における意見交換及び論点整理について
- ・今後の審議の進め方について

（報告事項）

- ・水道料金制度に関する調査（アンケート）結果（速報版）について

※7月中旬に全正会員に対して水道料金制度に関する調査（アンケート）を実施し、10月25日に調査結果（概要版）を本協会ホームページ上に公表した（以下 URL 参照）。

http://www.jwwa.or.jp/topics/system_file/topics_file_20241025001.pdf

第112回 令和6年11月5日（火）

（議題）

- ・事務常設調査委員会への中間報告結果について
- ・算定要領の重点検討項目におけるグループワーク結果及び改定の方向性について

第113回 令和7年2月6日（木）

（議題）

- ・「水道料金算定要領」改定案について
- ・「水道料金算定要領」改定に関する報告書案について

経営調査専門委員会委員名簿

委員長	東京都水道局総務部主計課長	米澤 龍太郎
副委員長	仙台市水道局総務部経営企画課長	阿部 裕之
委員	札幌市水道局総務部財務課長	武井 光治
〃	福島市水道局経理課長	渡辺 勝久
〃	横浜市水道局経営部経営企画課長	森 兼孝司
〃	横須賀市上下水道局経営部次長兼経営料金課長	片山 強
〃	神奈川県内広域水道企業団総務部企画調整課長	入江 政高
〃	名古屋市上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長	安達 博紀
〃	豊田市上下水道局経営管理課長	愛知 史康
〃	金沢市企業局経営企画課長	吉田 彰
〃	大阪市水道局総務部企画課長	柿田 晴子
〃	京都市上下水道局経営戦略室経営企画課長	小堀 善光
〃	神戸市水道局経営企画課長	東 慎太郎
〃	大津市企業局企業総務部経営経理課長	安藤 豊久
〃	広島市水道局財務課長	小田 修
〃	岡山市水道局総務部経営管理課長	桜井 保秀
〃	福岡市水道局総務部経理課長	中川原 伸之
〃	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課長	丸谷 紀之
特別委員	東洋大学名誉教授	石井 晴夫
〃	近畿大学経営学部教授	浦上 拓也
オブザーバー	国土交通省 水管理・国土保全局	
	上下水道企画課 管理企画指導室	向川 美樹
〃	〃	浦葉 翔太

